# シェアリングエコノミー協会の取り組みについて

平30.10.24
実1－3

一般社団法人シェアリングエコノミー協会　代表理事　上田祐司
(株式会社ガイアックス　代表執行役社長CEO)

一般社団法人
シェアリング
エコノミー協会

# 一般社団法人シェアリングエコノミー協会

http://sharing-economy.jp　　お問い合わせ：info@sharing-economy.jp

電話番号：03-5759-0306

所在地：東京都千代田区平河町2-5-3 Nagatacho GRID

設立：2016年1月15日

代表理事：

上田祐司（株式会社ガイアックス　代表執行役社長 CEO）

重松大輔（株式会社スペースマーケット　代表取締役 CEO）

理事：

甲田恵子（株式会社AsMama　代表取締役社長 CEO）

角田千佳（株式会社エニタイムズ　代表取締役社長 CEO）

南章行（株式会社ココナラ　代表取締役）

吉田浩一郎（株式会社クラウドワークス　代表取締役社長 CEO）

中山亮太郎 （株式会社サイバーエージェント・クラウドファンディング代表取締役）

アドバイザー：

鈴木敦子（NPO法人ETIC. 理事兼事務局長）　　佐々木俊尚(IT ジャーナリスト)

# 活動目的

すべての人が様々なカタチで、
経済行為に参加できる社会の実現

新しい経済行為を活性化させ、
日本経済全体の発展に寄与すること

プラットフォーム事業者の健全なる
ビジネス環境と利用者保護体制の整備

# 270社の会員企業

※掲載している企業はシェアリングエコノミー協会会員の一部抜粋となります

# *SHARING SOCIETY*

# 個人主役の経済へ。

日本経済は、大企業中心の設計だった。
教育、働き方、人生設計、まちづくりまであらゆる物事が、“大企業”という論理構造から逆算され、作られてきた。多くの日本人が、そのピラミッドの中で生きてきた。

しかし、これほどモノや情報が溢れ、技術革新が起こる時代に、その仕組みは賞味期限が切れている。もっと他のやり方がある。その事実に、私たちは気づいている。

そこで生まれたのが、シェア。
シェアリングエコノミーというのは、これまでの延長にあるビジネストレンドではなく、
経済の主役を変えるパラダイムシフトなのだ。

大企業中心の経済から、個人中心の経済へ。

シェアという発想が個人と個人をつなぎ、国、地域、NPO、企業、大学などが垣根を越えて、
一人ひとりが主役になれる社会をつくっていく。
そんな“シェアリングソサエティ”こそが、次なる日本経済のコンセプトだと私たちは信じている

これからは個人をエンパワーメントする組織だけが生き残り、経済は画一的なものではなく、もっと関わる人の血が通った、手触りのあるものが、人や地域の数だけ生まれていく。

新しい時代の主役は、“誰か”ではない。
すべては、あなたのアクションから始まるのだ。

# シェアワーカーをサポートする個人会員制度を新設

SHARING NEIGHBORS

シェアワーカーのためのスキルアップ機会、保険や福利厚生などをカバーする「SHARING Benefit（シェアリングベネフィット）」の提供、および制度改正や法整備等にシェアワーカーの意見や要望を社会に発信を目的とした個人会員制度を新設

2018年9月7日_設立記者会見

# 官民連携した安全対策への取り組み

## シェアリングエコノミー認証マークの付与

シェアリングエコノミー検討会議中間報告書（2016年11月に内閣官房IT総合戦略室が発表）のモデルガイドラインをもとに、政府による法規制と民間の自主規制を組み合わせたハイブリッドなルールを策定（現在20サービスを認証）

認証一覧：TABICA、スペースマーケット、Uber、ランサーズ、タスカジ、アズママ、ANYTIMES、 ココナラ、iRepairs Lab、Spacee、Crowd Care、クラウドワークス、notteco、かじなび、ecbo cloak、UberEATS、KANTE、Makuake、キズナシッター、軒先パーキング

# トラブルの内容/対応状況と浮かび上がる課題

- トラブル発生時の対応、窓口の種類（チャット、電話、メール）、対応までの時間
- 保険制度の拡充
- 業界全体の底上げ（ノウハウ・ベストプラクティスの共有等）、本人確認と利用のためのハードルのバランス

# シェアリングエコノミー認証制度とは

# シェアリングエコノミー認証マークの付与

シェアリングエコノミー検討会議中間報告書（2016年11月に内閣官房IT総合戦略室が発表）のモデルガイドラインをもとに、政府による規制枠組みと民間の自主規制を組み合わせたハイブリッドなルールを策定。

認証マークは、シェアリングエコノミー未経験者の不安を取り除き、シェアサービスを1回でも利用してもらうことを目的とし、外部有識者を含む委員会によるサービスの認証を通じて、安全性及び信頼性の確保に真摯に取り組んでいるプラットフォーム事業者を明らかにすると同時に、その取り組みをベストプラクティスとして規範化して各サービスの質を向上させることを目的とする。

**認証マーク取得のメリット**

A.他のシェアサービスとの**差別化**
**B.保険料の割引**（最大60％OFF）の適用
**C.自治体連携**の円滑化
**D.海外展開**への寄与（今後、日本の認証基準が国際標準になるよう国際会議の場で積極的にPRする予定）

# シェアリングエコノミーに関係する個別取引の関係法令

| シェア形態 | 主な関連法令 |
|---|---|
| 自動車（ライドシェア） | 道路運送法<br>自動車損害賠償保障法<br>旅客自動車運送事業運輸規則 |
| 自動車（貨物運搬シェア） | 貨物自動車運送事業法<br>自動車損害賠償保障法 |
| 自動車（カーシェア） | 道路運送法<br>自動車損害賠償保障法<br>道路運送車両法 |
| 宿泊所（自宅の一部） | 旅館業法<br>旅行業法 |
| 別荘 | 旅館業法<br>旅行業法 |
| 労働力 | 労働者派遣法 |
| 料理 | 食品衛生法 |
| 観光ガイド | 通訳案内士法<br>道路運送法<br>旅行業法 |
| 資金 | 貸金業法 |

# シェアリングエコノミー検討会議・認証制度創設の背景

**日本の現状**

米国や英国・ドイツなどの諸外国と比較して、シェアリングエコノミーの認知度や利用率が総じて低い。

**背景・理由**

「事故やトラブル時の対応に不安があるから」という意見・考えが浸透（40～50%）している。
「行政による規制やルールの整備・強化が必要である」と回答した人が半数を超えている。

**課題**

サービスを実装していく上で、安全性・信頼性の確保や認知度を向上させなければならない。

※『平成28年版情報通信白書』、PwC「国内シェアリングエコノミーに関する意識調査 2017」の調査結果を参照

# 消費者の意識

## （平成28年版情報通信白書より引用）

（単位：%）

| | | | 企業が責任をもって提供するサービスの方が信頼できるから | 利用者の口コミによるサービス評価には限界があると思うから | 事故やトラブル時の対応に不安があるから | サービスの内容や使い方がわかりにくそうだから | 個人情報の事前登録などの手続がわずらわしいから | この中にはない | n |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 民泊サービス | 日本2015年 | 利用意向なし | 23.2 | 9.2 | 61.1 | 20.2 | 30.7 | – | 1473 |
| | 日本2016年 | 利用意向なし | 31.5 | 6.1 | 53.6 | 11.6 | 19.0 | 22.7 | 680 |
| | | 利用意向あり | 25.7 | 15.4 | 44.1 | 11.1 | 18.3 | 16.2 | 320 |
| | 米国2016年 | 利用意向なし | 33.8 | 9.6 | 32.5 | 7.6 | 5.4 | 45.1 | 481 |
| | | 利用意向あり | 54.0 | 21.5 | 28.7 | 10.2 | 7.5 | 10.6 | 539 |
| | 英国2016年 | 利用意向なし | 31.2 | 12.3 | 33.6 | 5.7 | 8.2 | 40.3 | 567 |
| | | 利用意向あり | 38.7 | 31.1 | 28.6 | 8.4 | 5.1 | 10.7 | 433 |
| | ドイツ2016年 | 利用意向なし | 21.0 | 5.8 | 31.7 | 4.7 | 9.0 | 40.7 | 567 |
| | | 利用意向あり | 21.3 | 19.2 | 30.0 | 7.2 | 7.0 | 26.2 | 433 |
| | 韓国2016年 | 利用意向なし | 27.9 | 22.8 | 55.9 | 15.2 | 21.6 | 12.4 | 225 |
| | | 利用意向あり | 36.7 | 30.7 | 36.2 | 16.5 | 12.8 | 7.0 | 775 |
| | 中国2016年 | 利用意向なし | 12.2 | 24.2 | 45.0 | 12.7 | 20.7 | 22.9 | 164 |
| | | 利用意向あり | 41.8 | 20.1 | 26.2 | 14.0 | 14.7 | 10.8 | 836 |
| | オーストラリア2016年 | 利用意向なし | 38.8 | 12.6 | 35.1 | 7.5 | 10.9 | 33.1 | 529 |
| | | 利用意向あり | 38.3 | 27.0 | 33.7 | 10.7 | 8.2 | 12.3 | 471 |
| | インド2016年 | 利用意向なし | 27.4 | 12.7 | 22.6 | 14.3 | 15.6 | 36.7 | 167 |
| | | 利用意向あり | 55.4 | 28.3 | 18.4 | 10.7 | 7.1 | 4.3 | 833 |
| 一般のドライバーの自家用車に乗って目的地まで移動できるサービス | 日本2015年 | 利用意向なし | 21.1 | 9.1 | 64.0 | 17.6 | 27.9 | – | 1543 |
| | 日本2016年 | 利用意向なし | 25.4 | 5.3 | 54.8 | 10.3 | 14.6 | 24.6 | 683 |
| | | 利用意向あり | 16.2 | 17.5 | 45.7 | 11.5 | 14.7 | 15.9 | 317 |
| | 米国2016年 | 利用意向なし | 30.5 | 10.7 | 37.4 | 8.3 | 7.1 | 40.5 | 477 |
| | | 利用意向あり | 38.2 | 28.4 | 30.7 | 9.4 | 6.7 | 10.7 | 523 |
| | 英国2016年 | 利用意向なし | 29.9 | 13.2 | 32.6 | 7.1 | 8.0 | 39.1 | 584 |
| | | 利用意向あり | 25.2 | 33.3 | 29.9 | 10.8 | 5.1 | 12.4 | 416 |
| | ドイツ2016年 | 利用意向なし | 17.6 | 5.2 | 35.1 | 5.7 | 6.1 | 41.1 | 623 |
| | | 利用意向あり | 18.5 | 17.5 | 33.4 | 6.7 | 6.8 | 26.9 | 377 |
| | 韓国2016年 | 利用意向なし | 22.2 | 19.7 | 60.3 | 14.0 | 13.2 | 14.2 | 286 |
| | | 利用意向あり | 24.5 | 29.0 | 46.1 | 18.0 | 11.9 | 5.8 | 714 |
| | 中国2016年 | 利用意向なし | 6.5 | 17.9 | 45.5 | 7.5 | 16.3 | 28.8 | 142 |
| | | 利用意向あり | 25.3 | 33.3 | 35.8 | 12.0 | 12.4 | 10.1 | 858 |
| | オーストラリア2016年 | 利用意向なし | 35.7 | 10.5 | 37.5 | 8.3 | 8.6 | 32.6 | 519 |
| | | 利用意向あり | 30.0 | 24.6 | 37.1 | 10.9 | 6.3 | 15.1 | 481 |
| | インド2016年 | 利用意向なし | 20.2 | 15.5 | 24.4 | 7.8 | 8.3 | 39.3 | 153 |
| | | 利用意向あり | 35.1 | 39.1 | 25.6 | 12.3 | 5.0 | 4.9 | 847 |

# 認証制度の運用体制

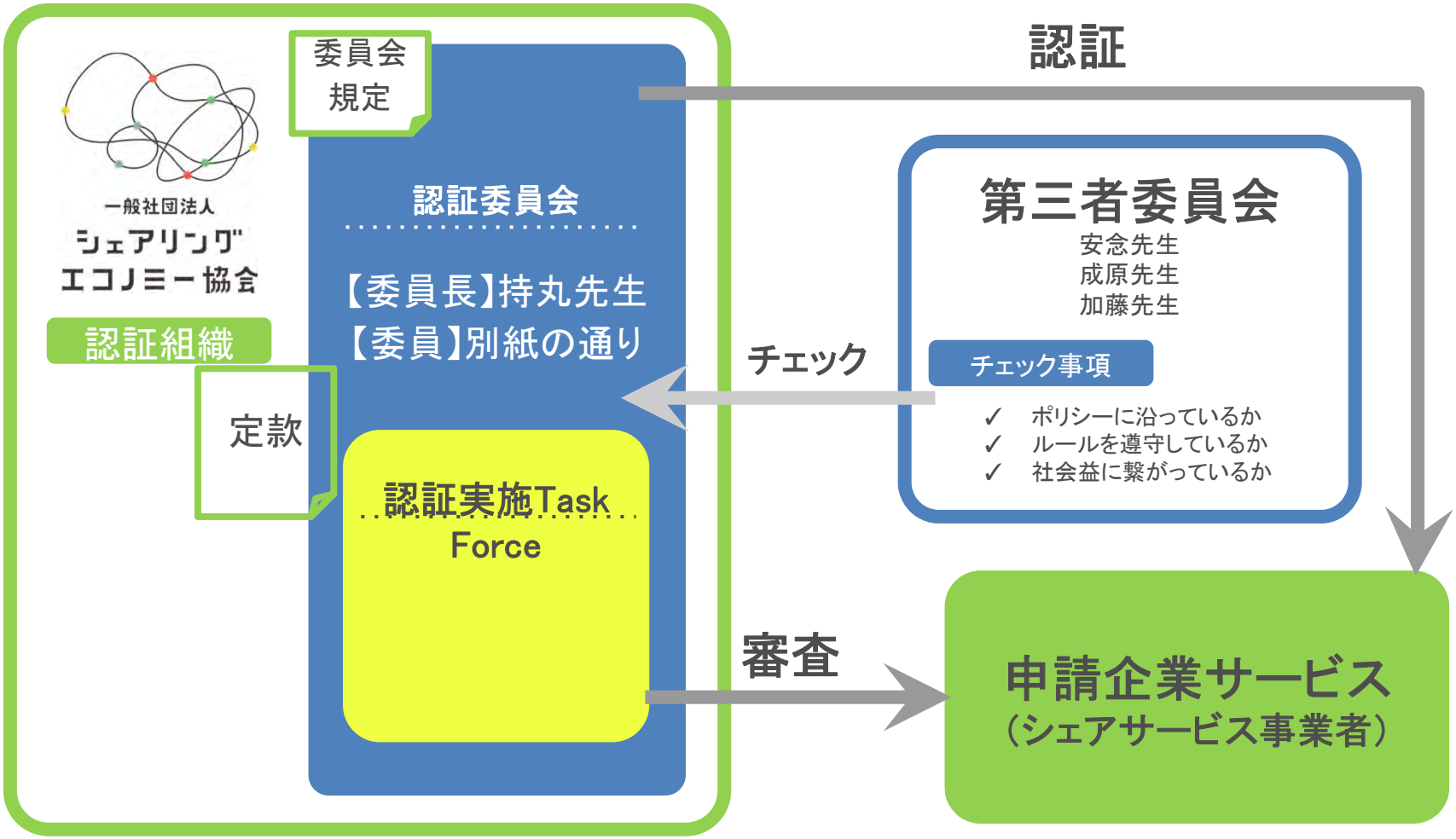
一般社団法人
シェアリング
エコノミー協会
認証組織
委員会
規定
定款
認証委員会
【委員長】持丸先生
【委員】別紙の通り
認証実施Task
Force
認証
チェック
第三者委員会
安念先生
成原先生
加藤先生
チェック事項
✓ ポリシーに沿っているか
✓ ルールを遵守しているか
✓ 社会益に繋がっているか
審査
申請企業サービス
（シェアサービス事業者）

# ア　登録事項

【安全性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑（本人確認）
本人確認を行うこと（公的身分証明証・金融/携帯電話の個別番号等）

【適法性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑（本人確認）
本人確認を行うこと（公的身分証明証・金融/携帯電話の個別番号等）。

☑（許可等の確認）
サービスの提供において法令に基づく許可等が必要な場合、サービス提供者に、許可等を受けたことを証明する書類（電磁的記録を含む）の提出を求めること。

【全てのプラットフォームに要求される事項】

☑（連絡手段の確保）
連絡手段を確保するため、メールアドレス、電話番号、SNSアカウント、住所・氏名のいずれかを登録させること。

# イ　利用規約等

【安全性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑（利用規約の要約）
利用規約において、特に重要な点（安全性・適法性に関連する事項等）については、要約するなど分かりやすい形式にして、別に表示すること。

【適法性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑（法令等へ抵触するおそれが高い分野の法令遵守）
サービスの態様に応じて、抵触のおそれが高い法令（業法、税法、著作権法等。）を特に明示して遵守させること。

☑（利用規約の要約）
利用規約において、特に重要な点（安全性・適法性に関連する事項等）については、要約するなど分かりやすい形式にして、別に表示すること。

【全てのプラットフォームに要求される事項】

☑（利用規約の策定）
マッチングプラットフォームを利用するに当たって、提供者及び利用者が遵守すべき利用規約を明確に定めること…etc.

# ウ　サービスの質の誤解を減じる措置

【安全性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑（事前面接等）
子供の安全の確保が求められるサービスについては、保護者が提供者の信用性を確認できる機会を設けること。

【全てのプラットフォームに要求される事項】
☑（事前の問合せ等）
サービス提供の実施に先立って、提供者と利用者が相互に連絡、問合せ等サービス内容の確認を行うことができる機能を提供すること。
☑（提供者が個人であることの表示）
提供者が個人である場合は、利用者がその旨を明確に認識できるよう表示すること
☑（サービス内容の誤認等防止）
必要な情報について入力を必須とする措置や、誤解が生じやすい事項に関しては「FAQ」としてまとめる等サービス内容の誤認等を防止するための措置を講ずること。
☑（虚偽情報・規約違反情報の削除）
マッチングプラットフォーム上に掲載された虚偽の情報や利用規約に反する内容を適切に削除すること。

# エ　事後評価

【安全性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑（サービス実施結果の確認）
子どもの安全の確保が求められるサービスについては、サービス終了後に、提供者から保護者に対して実施結果を報告すること。

【全てのプラットフォームに要求される事項】
☑（評価の仕組み）
評価の仕組みを設けること。
☑（評価の仕組みの利用促進）
レーティングによる分かりやすい表示や評価の記入を必須とするなど、評価の仕組みの利用を促進すること。
☑（評価の仕組みの適正性確保）
低い評価を受けた者が、別人と誤認させる目的で複数アカウント登録することを禁止するなど、評価の仕組みの適正性を阻害する者を適切に排除するよう努めること。

# オ　トラブル防止及び相談窓口

【安全性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑（事故への備え）
提供者に対し、賠償責任保険等の措置を備えるよう求める、シェア事業者において賠償責任保険等の措置を備えるなど、万が一の事故に備えること。

☑（提供者の本人確認）
利用者が事前に依頼した提供者本人であることを確認するよう、利用者に注意喚起すること。

☑（緊急事態等への対処方法）**※子どもの安全**
事故等が発生した場合の対処方法を提供者及び保護者間で明確にするよう促すこと

☑（サービス実施状況の確認）**※子どもの安全**
保護者の求めに応じて、提供者が保護者に対してサービスの実施状況等を連絡すること

【適法性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑（許可等を証明する書類の提示）
提供者と利用者が直接対面するサービスにおいては、提供者に対し、許可書類を利用者に提示するよう周知し、利用者に対しもそれを確認するよう注意喚起すること。

【全てのプラットフォームに要求される事項】

☑（相談窓口の設置）
提供者、利用者又は第三者から、電話や電子メール等による問合せ、連絡、相談等を受け付けるための窓口を設置すること等

☑（トラブル解決のサポート）
当事者間でのトラブル解決を基本としつつ、トラブルの解決に努めること。

# カ　情報セキュリティ

【全てのプラットフォームに要求される事項】

☑（情報の取扱いに係る規律の整備）

提供者・利用者に係る情報の取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備すること。

☑（組織体制の整備）

提供者・利用者に係る情報を取り扱う従業員が複数いる場合、責任ある立場の者とその他の者を区分すること。

☑（情報の取扱い等）

あらかじめ整備された取扱方法に従って、提供者・利用者に係る情報が取り扱われていることを責任者が確認すること。

☑（漏えい等事案に対応する体制の整備）

漏えい等の事案の発生時に備え、従業員から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認すること。

☑（従業員の教育）

提供者・利用者に係る情報の取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修等を行うとともに、情報についての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込むこと。

・・・etc.